

障害者雇用状況報告における除外率について

1 除外率制度について

雇用義務数を算出する際に、障害者が就業することが困難とされる職種の労働者が相当の割合を占める業種の事業所については、業種ごとに定めた割合（除外率）により雇用義務を軽減する制度

2 除外率による計算例

除外率 40%の業種に属する労働者数 1,000 人の事業所の場合

- ・除外率なし $1,000 \text{ 人} \times 2.5\% = 25 \text{ 人}$ （雇用義務数）
- ・除外率あり $(1,000 \text{ 人} - 400 \text{ 人}) \times 2.5\% = 15 \text{ 人}$ （雇用義務数）
↳除外率 40%相当

→雇用義務は 25 人→15 人に軽減

【除外率】障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第 4（附則第 1 条の 3 関係）

除外率設定業種	除外率
非鉄金属第一次製錬・精製業 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5%
建設業 鉄鋼業 道路貨物運送業 郵便業（信書便事業を含む。）	10%
港湾運送業 警備業	15%
鉄道業 医療業 介護老人保健施設 介護医療院 高等教育機関	20%
林業（狩猟業を除く。）	25%
金属鉱業 児童福祉事業	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	35%
石炭・亜炭鉱業	40%
道路旅客運送業 小学校	45%
幼稚園、幼保連携型認定こども園	50%
船員等による船舶運航等の事業	70%

備考 除外率設定業種欄に掲げる業種のうち非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。）、国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）、林業（狩猟業を除く。）、特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）及び船員等による船舶運航等の事業以外の業種は、日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）において分類された業種区分によるものとする。